

国民の声に対する対応状況(平成28年度下半期分)

対応可能なもの

(4件)

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(4件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>現在、法務局から各自治体に対し、固定資産税算定のため登記情報を紙に印刷したものを送付しているが、資源の無駄ではないか。</p> <p>電子データで送付することで自治体側の作業も効率的に進められ、紛失等の情報セキュリティリスクも軽減できる。</p>	<p>法務局が各自治体に送付する登記情報に関する御意見です。地方税法(昭和25年法律第226号)第382条では、登記所が、土地又は建物の表示に関する登記等をした場合には、その旨を当該土地又は建物の所在地の市町村長に通知しなければならないとされているところ、当該通知は、法務局及び市町村が協議することで、電子データにより行うことが認められています。</p> <p>御指摘のとおり、当該通知を電子データにより行うことは、業務の効率化等に資するものと考えており、平成18年度以降、その取扱いの拡大を図っています。この取扱いを実現するためには、自治体側のシステム等の態勢整備が必要となるところ、引き続き、その推進に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>私は、徳島刑務所の受刑者と文通しています。食事時間が短く、5分から10分に制限されていると知りました。ほとんど噛まず、飲み込むようにする人も多く、高齢者などは誤嚥性肺炎を起こす人が多いということです。</p> <p>食事時間を長く取れば誤嚥性肺炎を減らせるのに、わざわざ短くするのは医療費の無駄遣いです。</p> <p>また、私は消化器科医ですが、「よく噛む」食習慣を行うだけでも、薬なしで消化器の症状が解決することがあるのです。例えば、早食いの人がよく噛んで食べるようにしただけで、便秘が治るケースがあります。なぜなら、よく噛めば消化管への負担が軽くなるからです。あまり知られていませんが、よく噛む習慣を飛ばして薬に行くのは、血圧を測らずして血圧の薬を出すに等しいと考えます。</p> <p>それから、唾液のアミラーゼがでんぷんを分解しますが、それが十分でないと、次にアミラーゼが出るのは膵臓です。ですから、膵臓に負担がかかると、膵臓が疲弊して、糖尿病発症のリスクになります。ですから、食事時間を長くすることは、糖尿病の予防にもなります。</p> <p>食事時間を長くするのにお金はかからず、医療費を削減します。食事時間を延長していただけないか(せめて30分)検討をお願いします。</p>	<p>刑事施設における被収容者の食事時間に関する御意見です。御指摘を踏まえ調査を実施したところ、徳島刑務所における食事時間については、被収容者の喫食状況を踏まえ、おおむね15分ないし20分程度となっておりますが、高齢者等で食事に時間を要する場合は、食事時間を延長するなどして柔軟に対応しています。</p> <p>今回いただきました御意見につきましては真摯に受け止め、今後の矯正施設の運営の参考にさせていただきます。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>少し前まで千葉の鑑別所に、子供が入っていました。鑑別所を出てからしばらくして、お金が送られてきました。鑑別所にいるときに預けていたお金で、帰るときに返し忘れたということでした。しかし、お金や物を預かっているのですから、しっかり管理してもらいたいと思います。また、責任者や管理者がいて確認していれば、このようなことはなかったと思います。帰るときにお金を少なく渡して、着服されても分かりません。このようなことのないように確認する制度を作り、しっかりした管理をしてもらいたいと思います。</p> <p>少なくともずっと事務室で雑談しているのではなく、2人以上で確実にお金を数えるなど、当面の対策も取ってもらいたいものです。雑談しているだけの職員ならば、仕事のできない職員ならば、人員と予算の無駄だと思います。</p>	<p>少年鑑別所における金品の取扱いに関する御意見です。</p> <p>御指摘を踏まえ調査を実施したところ、少年の出所時に交付すべきであった金品を交付し忘れ、後日、職員が少年宅を訪問の上、金品を交付した事実が認められました。出所する少年に交付すべき金品については、複数の職員による関係帳簿等との突合・検査・確認を実施しているところですが、本件を受けて、再度、複数職員による検査・確認の徹底を図り、同種事案の再発防止に努めているところです。</p> <p>今回いただきました御意見につきましては真摯に受け止め、今後も同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な指導等を行ってまいります。</p>
<p>私は、浴槽洗浄薬剤などを販売している水処理メーカーに勤務しています。刑務所施設へコンサルティング訪問した際に、ろ過装置を配備している浴槽施設が多くあるように感じました。レジオネラ症は、レジオネラ属菌の感染によって起こる感染症で、肺炎を中心とするレジオネラ肺炎と、肺炎にならない自然治癒型のポンティアック熱の2つの病型があります。特に問題となるのが、レジオネラ肺炎で、腎不全や多臓器不全を起こして死亡する場合があります。レジオネラ肺炎は、2～10日(平均4～5日)の潜伏期を経て発病し、病勢の進行が早く、死亡例は発病から7日以内が多いようです。医療機関への受診が遅れ、有効な抗生剤療法が間に合わないと、致死率は60～70%にもなります(間に合えばおよそ10～20%の致死率)。最近ですと、昨年岩手県盛岡市内保健所管轄で浴槽施設からレジオネラ属菌による死亡事故が発生しております。レジオネラ肺炎は健康者もかかりますが、糖尿病患者、慢性呼吸器疾患患者、免疫不全者、高齢者、幼弱者、大酒家や多量喫煙者は罹りやすい傾向にあるとの事です。</p> <p>レジオネラ症防止対策については、厚生労働省による指導及び各地方自治体で条例化されており、刑事収容施設法には「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし、適切な保健衛生上及び医療上の措置を講じるものとする」と明記されておりますので、受刑者の死亡事故や感染予防の観点から、是非本省より各刑務所浴槽設備へのレジオネラ属菌対策の現状把握をして頂ければ幸いです。よろしく申し上げます。</p>	<p>刑事施設における入浴場ろ過装置に関する御意見です。</p> <p>入浴場に当該ろ過装置を導入している施設においては、厚生労働省及び各地方自治体から発出されている通知等の関係法令等に基づき、各施設の実情に応じて水質検査及び衛生対策等に努めております。</p> <p>今回いただきました御意見につきましては真摯に受け止め、今後の矯正施設の運営の参考にさせていただきます。</p>

現時点では対応困難なもの

(12件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (12件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>国籍法が大問題になっているが、帰化や国籍取得、また国籍離脱の周知が足りなさすぎる。それに比べて、ヘイトスピーチの広報のみ予算を使っているのは不当である。特定の外国勢力の圧力団体が行う行為に屈し、ノイジーマイノリティをあたかも国民世論と作為的に取り扱い、日本人の言論弾圧を行うことに日本の税金を使うのは明らかに異常と言わざるを得ない。法務省は現在、世界の趨勢を理解していない井の中の蛙となっている。西欧諸国の治安の悪化、道徳の墮落、公衆衛生の意識の欠如などの社会生活に支障を来す原因は正当な批判を言論封殺した結果引き起こされたと考えらるべきであり、国連の人権委員会などを見ても、特定の思想を持った極左NPOなどの偏った意見を採用し、更には報道機関の恣意的な世界的な世論誘導により、異常な状態になっていることを国民が知るところとなっており、法務省は国民の怒りを買っていることに気づくべきである。法務省はこの状況を真摯に受け止め、状況を改善しなければ、特定の議員や団体への利益誘導とみなされ、省内から逮捕者が出る可能性もある。国益を第一に考え、世界の趨勢を見極め、予算の重点を柔軟に変更するのが有能な日本の官僚のあるべき姿であり、その対応をしなければ、法務省は国民の信頼を失うことになる。</p>	<p>当省の広報・啓発活動に関する御意見です。帰化、国籍取得、国籍離脱などの国籍に関する手続きについては、リーフレットの配布や、法務省ホームページへの掲載等により周知を図ってきたところです。法務省ホームページについては、より分かりやすい内容に改訂することを検討しており、効果的・効率的な周知に努めてまいります。</p> <p>また、当省では、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動のほか、女性、子ども、高齢者、障害のある人等に関する人権問題等、我が国における様々な人権課題に対する理解を深めていただくため、テレビ・ラジオ等による放送、新聞・広報誌への掲載、インターネット上における広告の掲示といった人権啓発活動を実施しています。</p> <p>今後とも、こうした各種人権課題に関する啓発活動を適切に実施していくほか、適正な予算の執行に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>
<p>奨励金目的の協力雇用主が出所者に言い含め、就労があったように装い、詐取した奨励金を山分けする例が後を絶たない。証拠はないが、雇用主は「出所者が逃げた」と言えば済み、出所者は金をもらった上で他の仕事に就いている(あるいは不法な仕事に戻る)。この制度は破綻しています。法務省は調査をしてください。</p>	<p>協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金に関する御意見です。御指摘のありました協力雇用主による刑務所出所者等就労奨励金の不正受給の事実は、確認されませんでした。</p> <p>なお、刑務所出所者等就労奨励金については、協力雇用主に対して保護観察所から制度の内容及び趣旨等を丁寧に説明し十分な理解を得られるよう努めているほか、支給時においても、保護観察対象者等に対する協力雇用主による指導の事実等について確認をしており、引き続き適正に運用してまいります。</p> <p>今後とも更生保護行政に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>日本に在住する外国人が、日本でどのような差別を受けているのかを調査することですが、外国人の人権よりも先に調査をすることなどがあるのではないかと思います。</p> <p>1 日本人が外国人にどのような迷惑を掛けられ、また、どのような差別を受けているか、あるいは外国人が行政と一体となり、日本人へ差別をしている実態調査こそ優先されるべきではないですか？</p> <p>2 1について行政がどのような対応をしているのか、その結果の公表をすることこそ税金の遣われ方として適切です。1についての調査や統計は存在するのですか？</p> <p>3 在日朝鮮在日韓国人の有する特別永住資格こそが、他の外国人に対する明確な差別であることを法務省としてはどのように考えているのですか？</p> <p>4 外国人の人権？冗談じゃない。ここは日本です。まずは日本人の人権が最優先です。日本第一。ジャパンファースト。</p> <p>(上記と同旨 合計2件)</p>	<p>当省が実施する外国人の人権状況に関する調査についての御意見です。</p> <p>当省の人権擁護機関では、国民の皆様一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、女性や子ども、障害のある方の人権など様々な人権課題に対する啓発活動を行っており、外国人の人権についても、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。</p> <p>御意見をいただきました外国人の人権状況に関する調査は、我が国の人権状況を改善し、外国人にも暮らしやすい社会を実現するため、国及び地方公共団体が行う人権啓発活動その他の人権擁護施策をより一層、充実させていくに当たり、その基礎資料を収集することを目的として実施するものです。</p> <p>今後とも、社会の情勢を踏まえ、各種人権課題に関する啓発活動を適切に実施してまいります。</p>
<p>矯正総合情報通信ネットワークシステム用機器の調達について、名古屋矯正管区が特定の会社に仕様書を作らせ、発注側が知識がなかったために、同社製のものしか参入できない仕様になっています。</p>	<p>矯正施設における物品の調達に係る仕様書に関する御意見です。</p> <p>御意見の内容は、平成27年度補正予算(第1号)により整備したパソコン等機器の調達に関するものと思料されますが、御意見にある仕様書の内容は、名古屋矯正管区の仕様書ではなく、また、特定の業者しか参入できない仕様とはなっていません。</p> <p>今回いただきました御意見につきましては真摯に受け止め、今後も同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な指導等を行ってまいります。</p>
<p>千葉の鑑別所に面会に行きました。事務室では、職員が雑談をしたり、食べ物を食べたり、ジュースを飲んだり、読書をしていて、とても仕事をしているような雰囲気ではありませんでした。面会には、20分以上待たされましたが、こんなに職員が余っているのなら、面会に回してもらうか、減らしたほうが良いだろうと思います。一緒に待っていたほかの父兄も、眉をひそめていました。公務員はどこも暇で良いと思いました。</p>	<p>職員のサービスに関する御意見です。</p> <p>御指摘を踏まえ調査を実施したところ、御意見のような事実は確認されませんでした。今後とも同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な指導等を行ってまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>外国人の技術技能生は、茨城県の場合、こきつかわれて日本の印象を悪くしており、かわいそうです。</p> <p>そういう農家などが保護司になり、再犯者を防ぐために働かせたほうがいいと思います。閑静な住宅街で保護司と元犯罪者が住んでいるというのは、騒ぐので、周囲の家を不眠症にし、精神病にし、不良やいじめを増やします。</p> <p>保護司制度がやくざのお小遣い稼ぎになっているので、区長や民生委員と兼任できないようにすべきです。</p>	<p>保護司制度に関する御意見です。</p> <p>保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアですが、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされており、給与は支給されません。</p> <p>保護司は、人格及び行動について社会的信望を有すること、職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること、生活が安定していること、健康で活動力を有することという全ての条件を具備する者で、保護観察所の長が推薦した者のうちから、委嘱されることとされています(第3条)。一方で、成年被後見人又は被保佐人、禁錮以上の刑に処せられた者、日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者のいずれかに該当する場合は、保護司になることができません(第4条)。</p> <p>御意見の主旨が、民生委員等の特定職種に関して兼任すべきでないというものと理解させていただいた場合、必ずしも法務省限りで対応できるものではありません。</p> <p>法務省としては、今後とも、保護司制度を円滑かつ適切に運用していきたいと考えていますので、御理解・御協力をいただければ幸いです。</p>
<p>最近まで刑務所に入っていた。俺のいた房から、体育館が見えた。仕事が終わったころ、17時過ぎから毎日のように職員が体育館で走ったり、バレーやバスケットなどのスポーツをしていた。</p> <p>たまたま他の受刑者と話をしたときに聞いた。あの体育館でスポーツしている電気代、暖房の燃料代は、本来は俺たち受刑者のために使う金で、年間だとかなりの金額になっているということだった。今時、公務員が税金で娯楽にいそしむ金があるのか。体育館なども、本来は俺たち受刑者のために作られているもので、職員がスポーツしたり、娯楽に興じるために作られたものではない。夜間も電気をつけ、夏は冷房、冬は暖房といたれりつくせりのスポーツジムのような使い方が許されるのか。その費用も、俺たち受刑者のために使う金から出ている、とても納得できない。</p> <p>他の受刑者の話だと、まだ刑務所はましなほうで、少年鑑別所や少年院はもっとひどいという。これを国民に知らしめているのか、疑問だ。国民が納得するのか？</p>	<p>矯正施設内に設置されている体育館の利用に関する御意見です。</p> <p>矯正施設内に設置されている体育館については、被収容者のための行事や運動等で使用する一方、職員の各種訓練、研修など、施設運営全般における各種用途のために設置されているものですので、御理解願います。</p> <p>今回いただきました御意見につきましては真摯に受け止め、今後も同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な指導等を行ってまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>「高度人材の外国人に最短1年で永住権」との報道があるが、あなた方が推し進めるこの悪しき制度を担当する部署と担当者がまさに撲滅すべき無駄だ。</p> <p>この制度は、中韓系在日・帰化人の勢力の息がかかった者が推進しているのではないかと思えるほど、この国にとってハイリスクローリターンなものだ。この国はいったい誰のための国だ。隣国のための国なのか。現状帰化もしてない在日にまで湯水のごとく生活保護を受給させておいて、こんな制度まで作るとは常軌を逸していると思えない。この政策は、中韓系の高知識層が日本に住み着き、あらゆる社会補助を受給し、寄生して生活することを念頭に入国してくる、社会不適合移民を爆発的に増やすことに繋がることは誰の目に見ても明らかであり、中高生でも容易に想像するこんなバカげた制度には絶対反対だ。</p> <p>百歩譲って制度を推進するにしても、永住者は単に短期の更新なしに日本に居住するだけであって、決して参政権、年金の支払いと受給、生活保護の受給、その他社会補助の受給、社会保障の享受を認めてはならない。こんな移民や日本に居座る人間たちにぬるま湯な国は世界でも珍しい。このままなし崩しにこの制度を推し進めようとするならば、必ずもっと大きい形で、無論この制度を推し進めた実務者も含めて徹底して抗議する対象とします。</p>	<p>高度外国人材を対象とした永住権に関する御意見です。</p> <p>永住許可申請に要する在留期間の短縮については、高度外国人材を対象としたものであり、高度IT人材など、日本経済への貢献が期待できる高度な技術、知識を持った外国人材を我が国に惹きつけ、長期にわたり活躍してもらうため、平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」に盛り込まれたものです。御理解・御協力をよろしくお願いいたします。</p>
<p>法務省から事業を委託されている組織の一部は、困っている人達を全く支援せず、委託された国庫金のほぼ全てを給料の体裁で組織の職員に配って自分たちのために使っている可能性があります。職員の給料と委託する国庫金をはっきり分けるべきだと思います。人々を支援する国庫金は、地方自治体、税務署などに委託するのが良いと思います。</p>	<p>当省が委託する事業の予算執行に関する御意見です。</p> <p>当省では、基本的人権尊重の理念を普及高揚させ、各種の人権侵害事案の発生を予防するため、様々な手法で人権啓発に係る事業を実施しています。</p> <p>そして一部の事業については、中立性・公正性が確保されており、民間の知見を活かした最先端の人権啓発手法等のノウハウが集積されている民間団体に委託することにより、効果的・効率的な人権啓発活動を実施しているところです。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、その目的に照らし、合理的かつ適正なものとなるよう、効果検証を踏まえた見直しを行いつつ、効果的・効率的な事業の実施に努めています。</p> <p>引き続き、国民の皆様の人権に対する理解を深め、互いの人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>
<p>ヘイトスピーチに関して意見を言わせていただきます。当方北陸中核都市に住んでる者だが、在日朝鮮人と人口はさほど変わらないにもかかわらず、凶悪な犯罪を犯してるのを憎悪せずにごうしろというの？何で日本の市民が生活保護を受けられず外国人が受けられるの？韓国や中国で行われている反日教育は問題視せず、自国民には言論統制ですか。</p> <p>貴省と外務省は税金の無駄と感じざるを得ません。沖縄で行われている暴力やシバキ隊の暴力には見て見ぬふりでヘイトスピーチ云々とか納税者として残念でなりません。一度在日外国人に日本における法というものをレクチャーされたらいかがですかね。</p>	<p>ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動に関する御意見です。</p> <p>近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。</p> <p>また、平成28年6月3日に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」は、本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組を国の責務として定め(同法第5条)、基本的施策の一つとして啓発活動等の実施を盛り込んでいますが(同法第7条)、衆議院及び参議院の各法務委員会が採択した附帯決議にもあるとおり、本邦外出身者以外の者に対する差別的言動が許容される訳ではありません。</p> <p>当省では、これまでも、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということを理解しやすい形で表した啓発活動に積極的に取り組んでまいりましたが、今後とも本法律や附帯決議の趣旨を十分に尊重し、これを踏まえた取組を適切に推進していく必要があるものと認識しております。</p> <p>引き続き、各種人権課題に関する啓発活動を適切に実施してまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>現時点では、商業・法人登記簿謄本、登記事項証明書(代表者事項証明書を含む)、印鑑証明書の交付等の申請において、電子証明書の利用をしたい場合、会社その他の法人の代表者であってもマイナンバーカードによる電子認証が許可されていませんが、これはなぜでしょうか？</p> <p>代表者本人が、マイナンバーカードを利用して電子認証を行い、登録のある住所に印鑑証明書を送付してもらう手続なら第三者によるなりすましによる印鑑証明書の搾取の可能性は限りなく低いと思うのですがいかがでしょうか？</p> <p>専用ソフトである「申請用総合ソフト」を利用してもなぜ、印鑑提出者本人による請求、代理人による請求のいずれの場合にも、印鑑提出者本人の電子証明書(例外事例に当たる場合を除き、電子認証登記所の電子証明書)でなければならないのかがよく理解できません。</p> <p>何のためのマイナンバーカードによる電子認証がされる仕組みになっているのでしょうか？</p> <p>ここに一般国民としては、「電子認証登記所」だけに収益が上がる仕組みになっている特別利益供与の団体や天下り先の疑念が湧いても仕方がないと考えます。</p>	<p>商業・法人登記におけるマイナンバーカードによる電子認証に関する御意見です。</p> <p>印鑑証明書の交付に当たっては、請求人が印鑑提出者であることを厳格に確認する必要があります。そのため、書面により、印鑑証明書の交付を請求する場合は、代表者の印鑑を押印した申請書の提出及び印鑑カードの提示をしなければならないこととしています(商業登記規則第22条)。</p> <p>一方、オンラインにより印鑑証明書の交付を請求する場合は、代表者の印鑑を押印した申請書の提出及び印鑑カードの提示をすることができないことから、これらに代えて、原則として商業登記に基づく電子証明書を送信しなければならないこととしています(商業登記規則第107条第3項で準用する同規則第102条第6項)。これは、商業登記に基づく電子証明書が、印鑑提出者であることを証明するものであることから、当該電子証明書を確認することにより、請求人が印鑑提出者であることを確実に確認することができることによるものです。</p> <p>これに対し、マイナンバーカードに格納された電子証明書は、市町村の住民基本台帳に記録されている個人であることが証明されるものであって、登記所に印鑑を提出した者であることを証明するものではないことから、原則としてオンラインにより印鑑証明書の交付を請求する際には用いることはできないこととしています。</p> <p>なお、商業・法人登記の登記事項証明書の交付をオンラインにより請求する場合には、電子証明書の送信は不要とされておりますので、申し添えます。</p> <p>今回いただいた御意見につきましては、今後の制度の検討に当たり、参考にさせていただきます。</p>

職員の意見・提案に対する対応状況(平成28年度下半期分)

対応可能なもの

(2件)

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(2件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>本省一括購入の「犯罪白書」について職員数15名の鑑別所も60名の鑑別所も一律に2冊、法務局も一律に1冊となっており必要数の精査を行っていないと思われます。 本省一括購入の印刷物等に関し、施設規模を考慮した数量決定を願います。</p>	<p>犯罪白書につきましては、法務省の各施設の規模や要望等に 応じて配布計画を策定した上で例年配付しており、過不足等につ いて具体的な要望があった場合には、その都度対応しております が、いただきました御意見につきましては、今後の配付部数決定 に当たっての参考にさせていただきます。</p>
<p>千葉少年鑑別所に勤務しています。先日、医務課長の旅費の件で管区より指摘があったと聞きました。その後、庶務課長、会計係長などが、そのことについて医者は特別なんだからいいだろうなどと言っているのを聞き、税金を使っているという意識を持っているのか、どのように国民に説明するのかと考えました。公金は税金であるという意識がない職員がとても多く、税金を払いたいという気持ちになれません。しっかり職員を教育してもらいたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ調査を実施したところ、千葉少年鑑別所において、同所の医務課長に支給する旅費について、不適切な事務処理があったことが認められましたが、本件については、その後の矯正管区からの指摘を踏まえ、現在は是正されております。 なお、医務課長を含め、職員に対する旅費の支給については、関係法令等に基づき適切に支給しているところですが、本件は、医務課長に支給する旅費について特別扱いしているようなものではありませんでした。 今回いただきました御意見につきましては真摯に受け止め、今後も同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な指導等を行ってまいります。</p>

職員の意見・提案に対する対応状況(平成28年度下半期分)

現時点では対応困難なもの

(4件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (4件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>実務に直結しない又は何ら効果の得られない自己満足の研究のため、施設のパソコンと向かい合っているだけで、長時間の超過勤務時間を申請して稼いでいる2部高等科修了者のやり方は税金泥棒であると思います。</p>	<p>御指摘を踏まえ、調査したところ、御意見にあるような超過勤務時間を申請している件については確認できませんでした。今回いただきました御意見につきましては真摯に受け止め、今後も同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な指導等を行ってまいります。</p>
<p>少年鑑別所のCRT方式運転適性検査機器について、使用頻度はほぼゼロにもかかわらず、管区で予算をつけられ、数年ごとにおよそ150万円かけて更新させられる。拒否はできない。不要であると伝えても、「なら実績を作れ(捏造しろ)」との回答。執行しなければ職責となる。</p>	<p>御指摘を踏まえ調査を実施したところ、御意見のような「なら実績を作れ(捏造しろ)」との指示は確認できませんでした。CRT方式運転適性検査機器については、交通事故犯者や過去に無免許運転、交通事故歴等を有する者の鑑別において必要不可欠な機器であり、また、精密機器であることから、整備計画に基づいた適切な整備を実施しているものですので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p>
<p>千葉少年鑑別所で非常勤職員をしていました。千葉少年鑑別所では、考査部門に2名の事務員、庶務課にも2名の事務員がいます。同じ仕事を重複して行っているため、どちらかが仕事をしていない状態です。考査部門の事務員は、庶務課に応援に行くことがあるので良いのですが、庶務課の事務員は勤務時間中に買い物に行ったりしていました。文書受付も男性事務員のほうが早く、女性の事務員は何もしていません。正規の職員が炊事勤務をしていて、事務員が遊んでいる状態が続いています。ほかの施設では、事務員が炊事に入っていますが、遊んでいるのであれば、事務員を炊事勤務として、正規の職員を観護部門に異動させたほうが良いのではないですか。観護部門では、いつも職員が少ないと騒いでいます。観護部門ができない職員が多いのですから、少しでもできる職員を異動させたほうが良いと思います。何もしていない、遊んでいる事務官などがいては予算の無駄です。</p>	<p>御指摘を踏まえ調査を実施したところ、鑑別部門(考査担当)の職員が、入退所する少年の領置関係業務を行うため、庶務課で業務を行うことがあります。また、庶務課職員が、少年鑑別所在所者用の自弁物品や切手等を購入するため、勤務時間内に近隣の商店等に外出することがあります。いずれも通常業務として行っているものですので、御理解願います。今回いただきました御意見につきましては真摯に受け止め、今後の矯正施設の運営の参考にさせていただきます。</p>
<p>私は千葉少年鑑別所の厨房で働いています。子供の食事が終わり、食器などが戻ってきてから洗い物をして帰りますが、職員が片づけるのが遅いなどの理由で時間内に終わらず、30分程度残業することが多々あります。しかし、残業代は一切支払われません。同じことをしている職員に聞きましたが、正規の職員でも残業代はおろか、正規に決められた居残り残業代もほとんどついていないといえます。ほかの施設では、厨房での勤務には100%勤務した時間の残業代が支払われると聞きましたが、どのようになっているのでしょうか。正規の職員に払われていないので、バイトの我々にはもっと支払われないかもしれませんが、その分のお金はどこに使われているのでしょうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ調査を実施したところ、非常勤職員の登庁時間及び退庁時間を管理し、当月の勤務時間を集計し、実際に勤務した時間に応じた給与を支払っており、御意見のような事実は確認されませんでした。今回いただきました御意見につきましては真摯に受け止め、今後の矯正施設の運営の参考にさせていただきます。</p>